

総務委員会主催

「第39回消費者問題懇話会」報告

企業、行政、消費者の立場から集団的消費者被害救済制度を考える

12月1日（金）13：30より、第39回消費者問題懇話会が大阪産業創造館5階A・B研修室で開催されました。参加者は講師の大高 友一弁護士をはじめ、企業、行政、消費者合わせて38名でした。今回は、2016年10月1日にスタートした、集団的消費者被害救済制度に関する講演とグループディスカッションを企画しました。大高先生は、この制度に消費者庁における検討段階から委員として関わりを持たれ、現在は、全国に2団体ある特定適格消費者団体のひとつである「消費者支援機構関西（KC's）」の被害回復検討委員会委員を務められています。

第一部の講演では、大高先生より救済制度の概要について以下のような話がありました。①本制度は二段階型の訴訟となる ②まず、第一段階で共通争点を先行して審理、確定する ③第二段階で被害者から訴訟参加を求め、個別争点も含めて個別賠償額を確定させる ④提訴権者は、特定適格消費者団体に限られる ⑤対象となる事案は、金銭の支払い義務を伴うとともに、「共通性」「多数性」があること、などでした。

ティーブレイクを挟んだ第二部では、この制度が適用されそうな想定ケースを提示し、6グループに分かれて、どのように対応すべきかについてそれぞれの立場からディスカッションしました。どのグループも活発な議論がなされ、その後発表会、大高先生からの講評と続きました。講評では、この制度は一方的に事業者にとって不利なものではなく、2008年のカナダ・メープルリーフ事件を例に取り上げ、うまく和解することによって消費者側と事業者側の双方にメリットのある形での活用も可能と述べられました。

以下、参加者アンケートの結果の一部を紹介いたします。

- ・行政、企業と違う立場の方々と話ができ参考になった（行政）
- ・大高先生の講演も分かりやすく、グループディスカッションも楽しく参加できました（消費者）
- ・集団的消費者被害救済制度について詳しくご説明をいただき、また事例をご紹介いただき良く理解できました。ありがとうございます（事業者）

その他にも多数記入いただきました。参加された皆さま、ありがとうございました。次回の企画についてもご期待ください。

（総務委員会 城戸 譲二）

